

菊陽町監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 8年 3月26日

菊陽町監査委員 牧野俊彦

菊陽町監査委員 佐々木理美子

令和7年度菊陽町定期監査結果

第1 実施時期及び対象機関

令和7年11月11日から令和8年2月19日までの19日間

監査対象機関 46機関

実施年月日		定期監査実施対象機関名
令和7年11月11日	火	ふれあいの森研修センター、南部町民センター、東部町民センター
令和7年11月14日	金	図書館、光の森町民センター
令和7年11月18日	火	三里木町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター
令和7年11月19日	水	菊陽南小学校
令和7年11月20日	木	総合体育館、菊陽中部小学校、事務センター
令和7年11月28日	金	菊陽中学校、菊陽北小学校、菊陽西小学校
令和8年1月13日	火	武蔵ヶ丘中学校、みどり園、なかよし園
令和8年1月15日	木	学務課、スポーツ振興課
令和8年1月20日	火	子育て支援課、こども家庭相談課
令和8年1月21日	水	税務課、福祉課
令和8年1月27日	火	農政課、商工振興課
令和8年1月28日	水	下水道課、農業委員会、会計課
令和8年1月29日	木	危機管理防災課、施設整備課
令和8年1月30日	金	町民課、建設課
令和8年2月12日	木	介護保険課、人権教育・啓発課、健康・保険課
令和8年2月13日	金	都市計画課、環境生活課
令和8年2月17日	火	総合政策課、財政課
令和8年2月18日	水	生涯学習課、中央公民館、議会事務局、監査委員
令和8年2月19日	木	武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校、総務課（選管含む）

第2 監査の範囲

令和7年度執行の事務（一部令和6年度執行分を含む。）

第3 監査の実施方法

菊陽町監査基準に準拠し、町の財務及び行政に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、あらかじめ提出を求めた監査資料調書のほか関係諸帳簿類の試査を行い、及び関係職員からの聴取等により、監査を実施した。

特に財務に関しては、例月出納検査及び前年度分決算審査の結果も考慮に入れながら、収入・支出関係事務の処理状況を確認した。

また行政に関しては、組織の目標管理、主な事務事業の執行状況等について聴取を行った。

第4 監査結果

財務及び行政に関する事務の執行については、監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおり、おおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、全庁的に改善等を図るべき指摘事項及び監査委員意見並びに要望事項は、第5のとおりである。

<参考1>

菊陽町監査基準第15条第2項

- 一 財務監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- 二 行政監査 監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

<参考2>

指摘事項 : 地方自治法の規定に基づく勧告を行うまでには至らないが、速やかに改善等を行う必要があると認められるもの

第5 指摘事項等

1 指摘事項

(1) 事務執行に関する進行管理が不適切であった事例 (危機管理防災課)

<事案の概要等>

- ・ 下津久礼地内消火栓移設工事に関して、令和6年度当初予算に計上したものの、発注が令和7年3月4日となったため、工期が不足し、令和7年度に繰り越した。
- ・ 工事着手時の周辺住民に対する説明等の際に、上水道の不断水工事が必要であることが判明し、別工事として令和7年度9月補正予算で計上することとなった。
- ・ この間、工事に伴う道路占用許可手続（本町建設課）及び上水道に関わる給水装置工事申込書（大津菊陽水道企業団）に関して、差し替えや、町長公印を特例的に使用するなどが行われている。
- ・ 繰越に係る変更契約の締結に関し、日付を遡った決裁が行われている。
- ・ 本来1つの工事で実施可能と思われる工事を2つの工事に分けることとなり、結果として非効率な部分が生じた可能性がある。

<指摘の内容>

- ・ 予算の執行管理を適切に行うとともに、人事異動に伴う事務引継を適正に行うこと。

<参考>

- ・ 下津久礼地内消火栓移設工事（R6～R7） 契約額 1,296,900 円
- ・ 下津久礼地内不断水工事（R7） 契約額 1,155,000 円

(2) 長期継続契約の事務執行に関する件 (各課)

<事案の概要等>

- ・ 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に関する具体的事務処理については、菊陽町長期継続契約に関する事務取扱要領（平成24年訓令甲第2号ほか）に基づき実施することとされている。

- ・ 地方自治法に規定する長期継続契約は、一方当事者である町が、後年度の予算の都合により契約期間の途中で解除できるというものであり、先方には不測の事態が生じることとなる。従って、先方には契約申込み（応札時、見積り提出時等）の段階でその旨明確に知らしめておくことが必要である。上記訓令第6条第1項前段にも、その旨規定されている。

訓令第6条（入札等）

1項 指名通知等には、長期継続契約であることを明記するとともに、賃貸借期間又は履行期間の始期から終期までを記載するものとする。

2項 略

- ・ 各課の事務処理の現状は、例えばコピー機賃貸借の複数年契約における多くの案件で、見積り徴取や入札指名等の通知の段階でその旨明記されていない。

<指摘の内容>

- ・ 特に情報機器に係る複数年リース契約等においては、途中解約の可能性があることは、先方の当初の見積額に大きく影響する可能性がある。従って、契約法上の信義則を踏まえた事務執行の観点から、応札や見積り徴取の段階でその旨明記する取扱いを徹底すること。

2 意見事項

○会計検査院の指摘案件に伴う今後の取扱いに係る件（都市整備部各課、農政課）

<事案の概要等>

- ・ 農政課所管の工事に係る令和6年度実施の会計検査院検査において、施工の不備等が指摘されている。

関係課においては適切に事後処理等が行われているが、今後の課題の一つとして工事完了検査体制の充実が求められるところである。

- ・ 本町においては、技術職員が限られていることもあり、それを踏まえた効率的かつ効果的な工事完了検査の体制づくりは極めて重要と考えられる。

- ・ 折しも、本件を契機として、都市整備部を中心として、完了検査に係る工事所管課間の検査員の相互任命の仕組みづくりが試行されている。

今後、現在の試行をさらに深め、例えば次のような検査規程（訓令甲）の形で制度化することを検討されたい。

【例示】

菊陽町工事検査規程（菊陽町訓令甲第 号）

第1条（趣旨）

- ・ この規程は、菊陽町財務規則第86条の規定に基づいて行う工事の検査に関し、必要な事項を定めるものであること。

第2条（対象課）

- ・ 本要領の対象は、当面、都市整備部各課及び産業振興部農政課とすること。

第3条（検査の種類）

- ・ 本要領による検査の種類は、次のとおりとすること。
 1. しゅん工検査
 2. 一部しゅん工検査
 3. 中間検査
 4. 出来形部分検査

第4条（検査員の登録）

- ・ 検査員は 毎年度、本町技術職員の中から登録すること。

第5条（検査員の任命）

- ・ 工事所管課は、実施伺いと同時に、又は実施伺い後速やかに、都市整備部に対して検査員の任命依頼を行うこと。
- ・ 前項の依頼があった場合、都市整備部は、登録した検査員の中から、当該工事の内容に応じて最も適任と思われる職員を検査員として任命し、当該職員及び依頼のあった工事所管課に通知すること。

第6条（取りまとめ課）

- ・ この要項に基づく都市整備部の業務は、建設課において処理すること。

第7条（その他）

- ・ その他、工事検査規程として必要な事項を定めること。

例 : 立会人、検査の方法、検査結果の報告等

（以上）